

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

【計画内容】

●目標1：多様な働き方に対して環境構築を行う。

●対策：2024年4月1日から、男性職員の積極的な育児参加を行い、役職関係なく育児休業取得を目指す。また管理職、一般職の十分な理解を得るために、丁寧な制度説明、研修の周知徹底を行い、取得時の全般的な不安などの取り除ける支援を行う。

●目標2：育児休業期間中の代替要員を確保する。

●対策：要員が定数より少ない場合でも、運営ができる柔軟な体制構築を2024年4月1日からを行い、並行してハローワーク、人材派遣会社、職員からの縁故情報を基に人材確保を行う。